

グループホーム「よつばの里」運営規程

指定共同生活援助（介護サービス包括型）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人共生（以下「法人」という。）の設置するグループホーム「よつばの里」（以下「事業所」という。）が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「法」という。）に基づく共同生活援助（介護サービス包括型）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が支給決定を受けた利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うものとする。

- 2 事業所の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名	称	グループホーム「よつばの里」	
(2) 所	在	地	鶴岡市本町三丁目2番5号
(3) 共同生活住居の名称		えがおホーム	
	共同生活住居の名称	えがおホーム・ネオ	
(4) 共同生活住居の所在地		鶴岡市東新斎町10番40号	

（職員の職種、員数および職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、個別支援計画作成業務のほか、利用の申し込みに関わる調整、サービスの内容の管理及び評価を行うものとする。

また、利用者について、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労継続支援（A型またはB型）事業所等との連携および調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(3) 世話人 5名以上

共同生活住居においての、食事の提供、健康管理・金銭管理等日常生活に必要な支援、援助を行う。また、夜間及び深夜の時間帯において、入居者の緊急事態等に対応するための連絡体制、支援体制を適切に行うものとする。

(4) 生活支援員 5名以上

共同生活住居においての、入浴、排泄及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を行う。又、夜間及び深夜の時間帯において、入居者の緊急事態等に対応するための連絡体制、支援体制を適切かつ効果的に行うものとする。

(5) 夜間支援員 2名以上

共同生活住居において、夜間及び深夜の時間帯において、入居者の緊急事態等に対応するため、又、排泄等の必要な支援・援助を行なうものとする。

(入居定員)

第5条 当事業所における入居定員は、9名とする。

えがおホーム 5名

えがおホーム・ネオ 4名

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談業務
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 財産管理
- (6) 急病等緊急時の対応
- (7) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行
- (8) 食事・入浴・排泄等の介護
- (9) 体験利用の受け入れ

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業を提供した際には、利用者からの当該事業に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。又、家賃に関しては、補足給付(特定障害者特別給付費)支給対象の方は、その額を差し引いた額を利用者負担額とする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助(介護サービス包括型)を提供した際は、前項に規定する費用のほか利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護(訓練等)給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定共同生活援助(介護サービス包括型)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 家賃 1ヵ月あたり 20,000円
- (2) 食材料費 1食あたり 朝食300円 昼食350円 夕食500円
- (3) 水光熱費 1ヵ月あたり 実費
- (4) 日用品費 1ヵ月あたり 実費
- (5) 体験利用費 1日 2,000円(居室費、水熱費、日用品、貸出品費込み)
食材料費は別途
- (6) 書類発行及び作成費 発行書類の写し 1部200円
- (7) 交通費・ガソリン代等の負担 実費

ア 交通費は、目的地からホームまでの往復のバス、タクシー、電車などの料金

イ ガソリン代は、目的地からホームまでの往復距離に29円を乗じた額とする。

(8) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるもの（新聞購読料など）。送迎費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4 第1項から第3項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。

5 第1項から第3項の費用の支払いを受ける場合は、利用者に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 職員は、利用者が事業の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 法人は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等必要な訓練を行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第11条 事業所の管理者は、利用申込者又はその家族に対して、勤務体制その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 事業所の管理者は、契約締結に際しては、提供する事業の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第12条 事業所の管理者は、事業を提供した際は、その提供日・内容・利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第13条 事業所の管理者は、職員の勤務の体制を定めるとともに、職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

(衛生管理)

第14条 事業所の管理者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

- 第 16 条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 職員であった者で、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に明記する。

(苦情解決)

- 第 17 条 事業の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置する。

(事故発生時の対応)

- 第 18 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等、及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

- 第 19 条 事業について、障害の区分をしないものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 20 条 事業の提供に対する利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、虐待防止委員会の設置、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

- 第 21 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が別に定める。

- 附 則 この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 30 年 1 月 26 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 31 年 3 月 7 日一部改正、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 6 年 1 月 26 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 7 年 1 月 30 日から施行する。